

出荷制限指示後の管理の考え方
—くさそてつ(ごごみ)—

くさそてつ(ごごみ)の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、栗原市、大崎市に加えて加美町の協力を得て、くさそてつ(ごごみ)の出荷制限が指示された栗原市、大崎市及び加美町の生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された栗原市、大崎市及び加美町のくさそてつ(ごごみ)を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、栗原市、大崎市及び加美町産のくさそてつ(ごごみ)が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるくさそてつ(ごごみ)については、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方

宮城県沖のマダラの出荷管理については、市町村、宮城県漁業協同組合及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、宮城県沖においてはマダラを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷を行わないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、宮城県沖においてマダラの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

3 流通対策

県は、直販所及び卸売市場等に対し、宮城県沖で漁獲されたマダラを取り扱わず、産地等を確認の上、宮城県沖以外の海域で漁獲されたマダラを出荷する場合は適切な表示により、流通させるよう指導する。